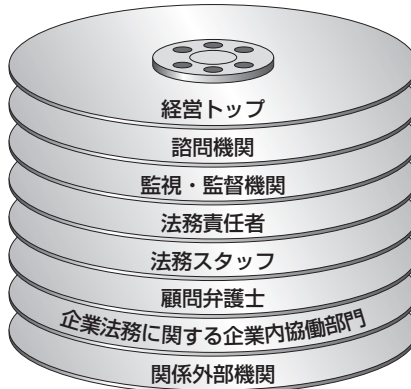


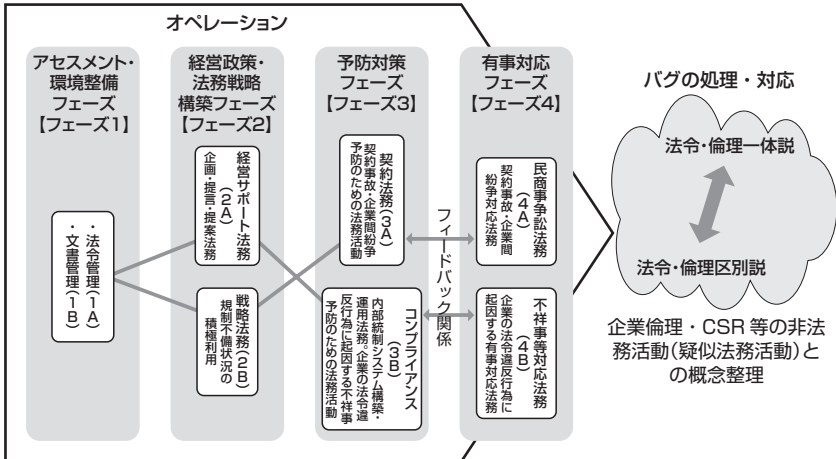
第1章 概説・企業法務総論の全体像

〈企業法務の全体像・総論〉

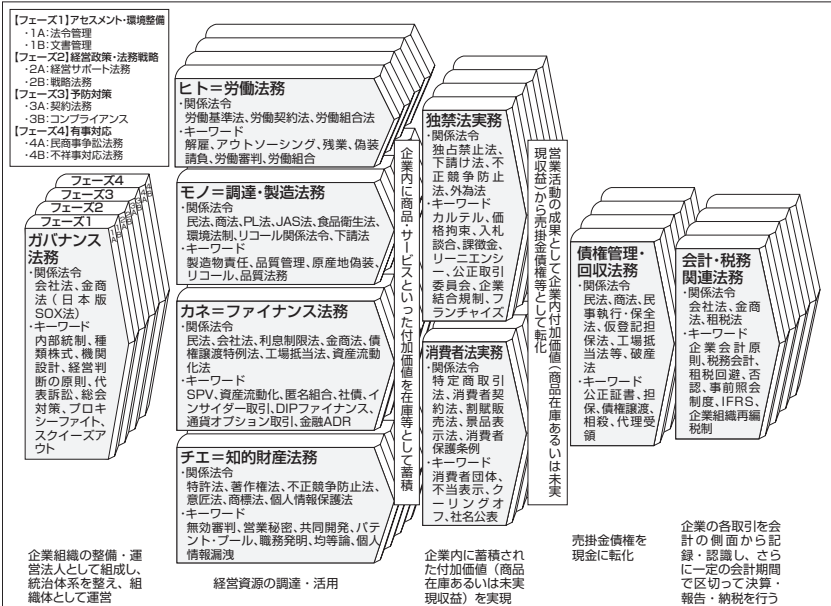
組織論（ハードウェア）



オペレーション論（ソフトウェア）



〈企業法務の全体像各論〉

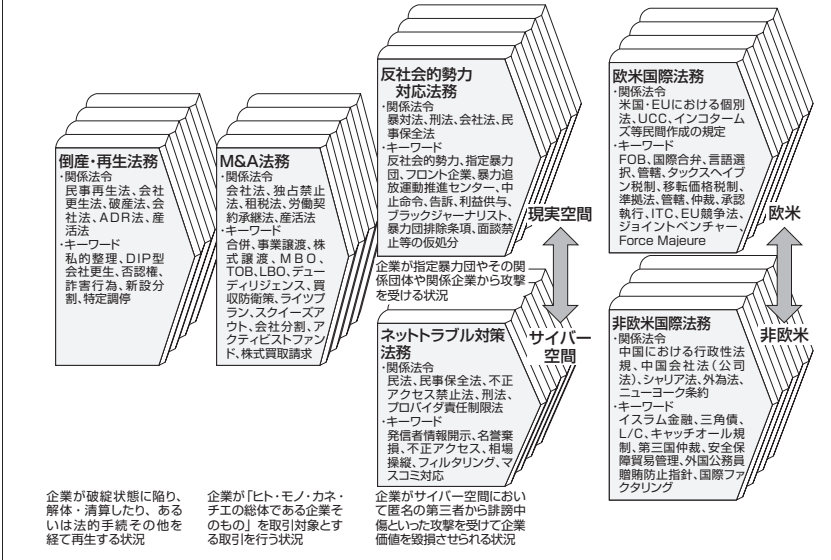


企業の解体・再生

M&A

第三者による企業への攻撃

国際取引



(1) 様々な活動を含む企業法務

ここからは、現代のビジネス活動を支援するにふさわしい企業法務活動について述べていきます。

企業法務とは、企業経営に関わる法律業務全般を指しますが、活動理念や具体的活動内容、社外専門家との協働の要否等は扱う分野によって、大きく異なります。

例えば、他企業との取引や提携等を法務面から支援するという活動の場合、契約自由の原則が働くため、いかに交渉優位を勝ち取り、合意内容の書面化の段階で自己の要望を契約書に反映させるか等、徹頭徹尾、功利的・戦略的対応が求められます。

また、許認可取得の是非を巡る行政機関との折衝や不当な行政指導等へ対応する場合であっても、営業の自由（憲法22条1項）の観点から、不当な行政指導等に対しては、企業の正当な主張が展開できるよう法律技術面から支援しなければなりません。

他方、社内に企業の法令違反行為に起因する不祥事の萌芽が存在する可能性については厳しく目を光らせるとともに、役員・従業員個人の暴走が企業組織全体の危機に波及しないよう、内部統制システムを適正に構築し、厳格に運用しなければなりません。

契約事故・企業間紛争や企業の法令違反行為に起因する不祥事が訴訟等に発展した場合は、社外専門家である弁護士と協働し、必要な主張や証拠システムを適正に構築・整理し、裁判所等に対して効果的なプレゼンテーション

〈多様な企業法務活動〉

状況	求められる企業法務活動
他企業との契約	契約自由の原則の下、徹頭徹尾、功利的・戦略的対応が求められる
許認可取得の是非を巡る行政機関との折衝や不当な行政指導等への対応	営業の自由（憲法22条1項）の観点から、企業の正当な主張を展開
企業内の企業の法令違反行為に起因する不祥事の予防	不祥事予防のための適正な内部統制システムの構築と厳格な運用
契約事故・企業間紛争や企業の法令違反行為に起因する不祥事が訴訟等に発展した場合の対応	社外専門家である弁護士と協働し、紛争解決機関に対して効果的なプレゼンテーションを行い、企業にとって有利な解決を勝ち取る

をすることにより、判決なり和解なりの形で企業にとって有利な解決を勝ち取る活動を行います。

このように、一言に「企業法務」といっても、企業活動の全ての分野に関わり、多様な活動理念と活動内容を内包しています。

広汎で複雑な活動を含む企業法務の整理・体系化ですが、以下、

「法務組織の体制構築（A）」、

「各法務活動（法務オペレーション）の分析・整理（B）」、及び

「『非法務活動（疑似法務活動）の概念整理（概念区分）』による法務活動の定義外延の明確化（C）」、

という視点を用いて、整理をしつつ述べていきます。

これは、コンピューティングに喩えるなら、

「法務組織の体制構築（A）」とは「企業法務活動を担うハードウェア構成をどうするか」

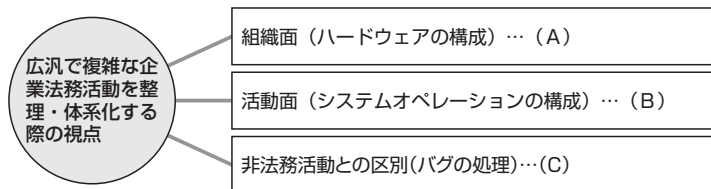
という議論であり、

「各法務活動（法務オペレーション）の分析・整理（B）」とは「ハードウェアがどのようなソフトウェアを実装し、どのようなシステムオペレーションを行わせることによって、企業の法務ニーズを満たしていくべきか」

という議論であり、

「『非法務活動（疑似法務活動）の概念整理（概念区分）』による法務活動の定義外延の明確化（C）」とは「発見されたバグのようなものをどう評価し、どう処理すべきか」

という議論、ということになります。



(2) 法務組織の体制構築 (A)

まず、法務組織についてですが、企業法務を担当するのは、法務部や法規室等の企業内法務セクションと顧問弁護士だけと思われがちですが、企業法務を担うのはこれらの部門・人員だけに限りません。

企業法務は、企業の生死を決する重要な機能であり、経営トップが直接判断すべき事項も多く、トップやトップを補佐すべき機関の役割も非常に重要です。

加えて、企業法務活動展開の上では、依頼部門（例えば、法務相談を持ち込む事業部や製品部）や協働部門（例えば、契約の財務・税務に関わる部分について協働して解決にあたる財務部門や経理部門）との連携や、他の専門家（監査法人や税理士、弁理士等）との協議・調整も欠かせません。

本書では、企業法務を組織面で考察するにあたり、以上のように企業法務活動の担い手（企業法務活動を担うハードウェア）とその機能・役割を広い視点からみていきます。

(3) 各法務活動（法務オペレーション）の分析・整理 (B)

企業法務に要求されるミッションをオペレーション（具体的活動）面から考察しますと、企業法務活動が、単に契約書のチェック、顧問弁護士（契約法律事務所）へ委任した訴訟案件の管理（争訟法務）だけにとどまらないことが理解認識されます。

それでは、企業法務活動として行うべき多種多様の活動を、分析・整理していきます。

おおまかにフェーズ解析をしますと、法務活動は、

- ① アセスメント・環境整備フェーズ（フェーズ1）
- ② 経営政策・法務戦略構築フェーズ（フェーズ2）
- ③ 予防対策フェーズ（フェーズ3）
- ④ 有事対応フェーズ（フェーズ4）

の4段階に区分されます。

この4段階のフェーズ区分にしたがって、以下、各フェーズにおいて想定される法務活動を概観していきます。

① アセスメント・環境整備フェーズ（フェーズ1）

(I) 法令管理（フェーズ1A）

リスク管理活動の一種である企業法務においては、まず個別の法務活動を十全に展開する前提として、適正なリスクアセスメントを行うことが重要です。

すなわち、法令や規制環境の把握・管理が必要になります。

具体的には、企業活動に関わる法令・通達・条例のほか、裁判例や実務面での取扱慣行に関する情報の収集・整理が求められます（法令管理あるいは法令調査）。そして、このような情報は、企業ごとや企業の属する事業段階ごとによっても異なりますので、各企業の法務セクションや顧問弁護士（契約法律事務所）が意識的に収集・整理し、日々の法務活動に利用できる状態に置く必要があります。

また、法令や規制環境の調査・情報収集・整理といった規範の管理に加え、法が「具体的事実を前提に、これを特定の規範にあてはめて、特定の法的効果が生じるか否かを観察する」というロジックに立つ以上、規範にあてはめるべき具体的事実、すなわち、「個々の企業活動がどのような状況になっているか」という点のアセスメント（事実調査）も必要になる場合が出てきますが、このプロセスも法務の重要なオペレーションを構成します。今後問題が発生しそうな事案や、新しいプロジェクトに関しては、関係書類を精査してビジネスゴールや状況把握に努めるとともに、時には、法務スタッフがオン・サイト・スタディー（実地調査）を行う必要も出てきます。

(II) 文書管理（フェーズ1B）

「法務活動の前提環境を整備する」という法務活動の中には、法令管理に加え、文書管理というものもあります。

契約書が適正に保存管理されるべきことは当然として、定款、議事録、許可証、登録証などの重要法務文書の管理も重要な法務活動の一環です。

すなわち、これら法務文書は、紛争発生時の証拠として活用されることを想定して、一定の歴史的事実を正確に記したものであり、これを利用する可能性が最も高いのが法務セクションであるからです。

そして、文書管理上の最大のリスク、すなわち「所在分散による紛失事故」を予防する意味でも、重要法務文書は法務セクションにおいて集中した原本管理がなされるべきです。

仮に法務セクションが原本管理をしない場合であっても、保管部門に対して適切な管理指導を行うことは「法務部の重要な支援活動の一つ」と位置づけられます。

② 経営政策・法務戦略構築フェーズ（フェーズ2）

（I） 経営サポート法務（あるいは提言法務・提案法務）（フェーズ2A）

経営サポート法務とは、一般に企業経営上の重要な意思決定における立案・審議（経営政策や経営意思決定及び重要な事業企画の立案・審議）に参加し、企業の意思形成過程に関わる法律業務、法的知見を提供し、各ビジネスジャッジメントに合法性・合理性を確保させるための法務活動を指します。

なお、企業法務セクションが遂行するこのような活動を「戦略法務」と呼称する論者もいるようです。

しかし、法務スタッフが経営意思決定にオブザーバーとして参画したり、事業企画を検討する場で提案したりする活動を「戦略法務」と定義づけるのは、「戦略」という言葉が有する「徹底した競争優位を指向し、ときに相手を出し抜くことも辞さない」とのニュアンスにそぐわないと考えられます。

そこで、本書では、後述のとおり「戦略法務」については「規制不備（法の不備や盲点、さらには行政機関による運用不備や特異な業界慣行により生じた事業機会）を見つけ出し、競争優位確立のためにこれを積極的に利用する法務活動」として定義づけることとし、上記のような法務活動は「経営サポート法務」と定義します。

前世紀においては、企業にとっては、監督官庁こそが、法制定者であり、法執行者であり、紛争解決機関であり“神様”でした。監督官庁と緊密な関係さえ保っていれば、そもそも違反自体を逐一指摘されることはありませんでしたし、万が一違反が明るみになっても、監督官庁が「何とかしてくれる」という状況にあったのです。

この時代、「企業の意思決定における合法性や合理性の確保」とい

う課題達成との関係では、法務スタッフや社内弁護士の知見を前提に経営意思決定をすることではなく、「何でも監督官庁によく相談することこそが重要だったのです。

実際、昭和や平成初期において、金融機関が新しい金融商品を開発しその合法性に疑義が生じたときに相談に行く先は、法務部でも顧問弁護士でもなく、旧大蔵省銀行局（現金融庁）でした。

しかしながら、護送船団行政システムが終焉を迎え、徹底した規制緩和が行われ、監督官庁は「法を制定し、解釈し、運用し、紛争を解決するオールマイティの神様」から、法令を執行するという単純な役割（とはいえ、これが本来の役割ですが）に留まることになりました。

ここで、企業の法務上の負荷が増大しました。

「これまで気軽に経営意思決定の合法性に関する問題を相談できた“神様（＝監督官庁）”が神殿の奥に引っ込んでしまい、自前で法務部（さらには社内弁護士）を増強し、自らのリスクとコストで法令を調べさせ、法務の知見を採取しながら、さらに心配であれば面倒な事前照会制度（ノーアクションレター）を活用するなどして、経営意思決定をしなければならなくなったのです。

このような時代の変化もあり、「法務部の役割は、事件処理（臨床法務）や契約法務（予防法務）だけでは足りない。法的知見を提供し、経営政策や経営意思決定や事業企画に際して、これら経営判断に合法性・合理性を確保させる法務活動こそが重要だ」といわれるようになり、経営サポート法務（提言法務・提案法務。論者により「戦略法務」というプラクティスが確立するようになったのです。

（Ⅱ） 戦略法務（規制不備状況の積極利用）（フェーズ2B）

前述のとおり、「戦略法務」の定義や内容については、論者によって内容が異なり、相当混乱がみられます。

論者によっては、「戦略法務」を、「経営戦略に法の知見を活用する法務活動」と捉えて、本書でいう「経営サポート法務（提言法務・提案法務）」を指す場合もあるようです。

しかしながら、本書においては、前述のとおり「戦略」という言葉における「徹底した競争優位を指向し、ときに相手を出し抜くことも

辞さない」というアグレッシブなニュアンスを重視し、「戦略法務」を「規制不備状況を積極的に利用するような法律技術」と定義することとします。

すなわち、現代型法務活動として、『規制不備、すなわち、法の不備や盲点、さらには行政機関による運用不備や特異な業界慣行により生じた事業機会』を俊敏に捉え、法務上の知見を戦略的・意識的に活用することで、競争相手を出し抜いたり、他業種へ参入したり、従来 of 暗黙のルールや商慣行を打破する事業展開を行いながら、企業の競争優位を確立していくようなプラクティス領域』が発展・確立されてきました。

もちろん、このようないわば“あざとい”法律の活用法は、ライブドアや村上ファンドの事例にみられるように、(法律的非難とは別次元の)社会的非難を誘発し、全体としての企業価値を低下させたり、無用な敵を増やしてしまい、事業運営における有形無形の障害・妨害を発生させたり、と思わぬリスクを生じることもあります。

しかし、「自らの利益を最大化するため、法律が許容する範囲で、ありとあらゆる選択肢を探し出し、営利を追求する」というのは企業本来のあるべき姿ですし、少なくとも、「聞いたことがない」「従来 of 慣行に反する」「世間が許さない」「行政に対してそういう態度をとると“江戸の仇を長崎で討つ”といった報復をされる」という不明な理由を持ち出し、合理的で有益な選択肢であるにもかかわらず、「端から除外し、検討すら忌避する(あるいは検討する努力を放棄する)」などということは、「法的知見をもって企業の営利活動に奉仕する」という目的を担う企業法務のあり方として極めて不健全です。

したがって本書では、「戦略法務」を肯定的に捉え、議論の対象としていきたいと思えます。

なお、このようなアグレッシブな法活用戦略は、「公言すると、かえって企業の評判を落としかねない」という要素もはらんでいます。

そのため、戦略法務を積極的・意欲的に活用する企業は、どの企業も、戦略の詳細を秘匿するか、IR等で開示する際も本来の意図や狙いとは違った表記によって事実上仮装隠蔽し、社会的な非難・批判を

かわそうとします。

このようなことから、戦略法務の実態は、極めて把握が困難であり、その研究が遅れ、いまだ定義の混乱を招いている状況となっていると考えられます。

本書においては、採取可能な情報やデータに加え、筆者が様々な事案遂行経験の過程で獲得した知見に基づき、なかなか実態が把握できない「戦略法務」を整理体系化し、その内容を解明していきたいと思えます。

〈経営政策・法務戦略構築フェーズ（フェーズ2）における法務活動〉

法務活動の種類	法務活動の概要	備考
【フェーズ2A】 経営サポート法務（企画法務・提言法務・提案法務）	経営政策や経営意思決定や事業企画の立案に際して、法的知見を提供し、各ビジネスジャッジメントに合法性・合理性を確保させるための法務活動	・経営サポート法務を「戦略法務」と呼称する論者もあり、定義付けのレベルで混乱がみられる ・「戦略」という言葉が有する「徹底した競争優位を指向し、ときに相手を出し抜くことも辞さない」とのニュアンスにそぐわない
【フェーズ2B】 戦略法務（規制不備状況の積極利用）	「規制不備、すなわち、法の不備や盲点、さらには行政機関による運用不備や特異な業界慣行により生じた事業機会」を俊敏に捉え、法務上の知見を戦略的・意識的に活用することで、競争相手を出し抜いたり、他業種へ参入したり、従来の暗黙のルールや商慣行を打破する事業展開を行いながら、企業の競争優位を確立していくようなプラクティス領域	・“あざとい”法律の活用となるため、ライブドアや村上ファンドの事例にみられるように、（法律的非難とは別次元の）社会的非難を誘発して全体としての企業価値を低下させたり、無用な敵を増やしてしまい、事業運営における有形無形の障害・妨害を発生させたり、思わぬリスクを生じることがある ・戦略法務を積極的・意欲的に活用する企業は、社会的な非難・批判をかわすため、戦略の詳細を秘匿するか、IR等で開示する際も本来の意図や狙いとは違った表記によって事実上仮装隠蔽を試みるため、戦略法務の構築・運用の実態は、極めて把握が困難

③ 予防対策フェーズ（フェーズ3）

(I) 予防法務その1・契約法務（契約事故・企業間紛争予防のための法務活動）
（フェーズ3A）

次に、法務活動の中で、現代型企業法務の中核である予防法務、すなわち、トラブル予防のための法務活動が挙げられます。

予防法務は、契約事故・企業間紛争を防ぐための予防活動（契約法務）と、法令違反を防ぐための予防活動（コンプライアンス法務）とに分類されます。

前者に関しては、契約自由の原則に立脚し、企業の優位を確立するため、提案された契約書のリスク・シミュレーションとリスク・コントロール（リスクの回避・移転・保有等）を行い（契約書精査）、契約条件について利己的・功利的に交渉し（交渉法務）、その成果を緻密に文書化していくこと（契約書作成法務）が活動のポイントとなります。

- (II) 予防法務その2・コンプライアンス法務（内部統制システム構築・運用法務。企業の法令違反行為に起因する不祥事予防のための法務活動）（フェーズ3B）

そして、前記予防法務の后者、すなわち、内部統制システムを構築・運用し、法令違反を防ぐための予防活動（コンプライアンス法務）も、現代の企業法務において極めて重要なオペレーションを構成します。

④ 有事対応フェーズ（フェーズ4）

- (I) 有事対応その1・民商事争訟法務（契約事故・企業間紛争対応法務）（フェーズ4A）

また、古典的ながら、いまだに企業法務活動の中核的な位置を占める活動として、トラブル（契約上の事故や、企業の法令違反行為に起因する不祥事）が発生した場合に対応するための企業法務があります。

同じく争訟法務であっても、純然たる民事紛争である契約事故・企業間紛争対応法務では、危機状況や対応方針等が著しく異なりますので、本書では、まず、前者を民商事争訟法務（契約事故・企業間紛争対応法務）として整理します。

- (II) 有事対応その2・不祥事等対応法務（企業の法令違反行為に起因する有事対応法務）（フェーズ4B）

そして、有事対応法務のうち、企業の法令違反行為に起因する不祥事の発生等、コンプライアンス法務（内部統制システム構築・運用法務）にて予防に努めるも、意に反して不祥事が起こってしまった場合における裁判内外の各種対応（監督行政機関への対応や報道機関対応、被害者が提起する訴訟対策等）も重要な法務活動を構成します。

これらは、不祥事等対応法務（企業の法令違反行為に起因する有事対応法務）として整理されるべきものと考えられます。

予防対策フェーズ（フェーズ3）と有事対応フェーズ（フェーズ4）相互間において、それぞれどういう関係に立つのかを整理すると、下記ようになります。

紛争の種類	有事の特徴	有事対応のための法務活動	予防・抑止のための法務活動	予防における設計思想・構築運用における考え方
民商事争訟	発生したとしても、企業存続への影響は限定的な場合が多い	【フェーズ4A】 民商事争訟法務（契約事故・企業間紛争対応法務）	⇒ 【フェーズ3A】 契約法務（契約事故・企業間紛争予防のための法務活動）	私的自治に基づき徹頭徹尾、功利性を追求して差し支えない
刑事・行政事案・大規模消費者被害等の不祥事	発生そのもの、あるいは対処方法を誤ることにより、企業の存続そのものが危うくなる	【フェーズ4B】 不祥事対応法務（企業の法令違反行為に起因する有事対応法務）	⇒ 【フェーズ3B】 コンプライアンス法務（内部統制システム構築・運用法務。企業の法令違反行為に起因する不祥事予防のための法務活動）	全てのリスクの洗い出しとこれらの発生を抑止しうる社会科学的仕組み（内部統制）を構築・整備・運用しておかないと、行政処分、株主代表訴訟、集団訴訟さらにはマスコミ報道において厳しい責任追及を誘発する

なお、企業によっては、法分野を基準として下記のように整理の上、特定の専門的法領域を法務部以外のセクションに担当させるケースもあります。

〈法務の一般性・専門性に着目した企業法務活動の整理モデル〉

	一般法務（総合法務）			特殊法務（専門法務）			
分野	取引法務・争訟法務	組織法務	関連会社統括	知的財産	国際取引	労務	開示規制・財務報告にかかる内部統制
内容	国内の各種契約法務や争訟対応	会社法に基づく組織運営と会社法に基づく内部統制	子会社やグループ企業の統括（兼務役員の派遣）	知的財産の登録、管理、譲渡、ライセンス、担保設定、知的財産権侵害対応	外国企業との契約法務、海外での争訟対応	労務・社内規則管理全般	金融商品取引法に基づく開示規制、内部統制
所掌部署	法務部			知的財産部	国際事業部	人事部・労務部	財務部

最後に、各法務活動（法務オペレーション）の分析・整理（B）のまとめとして、その概要を総括しておきます。

法務活動のフェーズ (メインカテゴリー)	法務活動のフェーズ (サブカテゴリー)	法務活動(法務オペレーション)の概要
【フェーズ1】 アセスメント・環境 整備フェーズ	法令管理 (フェーズ1A)	企業を取り巻く法令環境や規制環境に関する情報を、収集・分析・整理する法務活動
	文書管理 (フェーズ1B)	議事録その他企業運営上生じる各種法定文書等を作成し、保管し、運用する法務活動
【フェーズ2】 経営政策・法務戦略 構築フェーズ	経営サポート法務 (フェーズ2A)	経営戦略、事業戦略、組織戦略（グループ経営戦略）の策定に際し、法務の知見を反映させることを通じて、経営判断（ビジネスジャッジメント）の適法性・合理性を確保する法務活動
	戦略法務 (フェーズ2B)	企業が競争に打ち勝つための法務戦略、すなわち、「従来からの慣行、不文律、行政指導といった非法律的観点に依拠しない、競争優位を導き、事業価値を向上させるための戦略上の選択肢」を企画し、立案し、実行する法務活動
【フェーズ3】 予防対策フェーズ	契約法務 (フェーズ3A)	企業間取引の交渉において、交渉優位を勝ち取る法務活動(契約交渉法務) 契約書作成・締結（その他企業間取引交渉の成果を文書化する作業）に際し、契約事故等による損害発生を防止する措置を講じる法務活動(契約書作成法務)
	コンプライアンス法務 (フェーズ3B)	企業運営において生じうる不祥事その他の有事発生を防止する措置を講じる法務活動
【フェーズ4】 有事対応フェーズ	民商事争訟法務 (フェーズ4A)	企業間取引から生じた契約事故その他の民商事紛争において企業側の権利・利益を擁護する法務活動
	不祥事等対応法務 (フェーズ4B)	企業において不祥事その他の有事が発生した場合において、拡大しつつある損害を最小化・軽減化する法務活動

(4)「非法務活動（疑似法務活動）の概念整理（概念区分）」による 法務活動の定義外延の明確化（C）

企業法務の活動を正しく理解し、位置づける上では、倫理、道徳、伝統文化、環境問題、社会貢献、CSRといった「非法務活動（あるいは疑似法務活動）」と企業法務の関係性を概念整理（概念区分）し、このような「非法務活動」を「本来の企業法務活動」に混在させないことが極めて重要です。

学者や実務家の中には、コンプライアンス法務に企業倫理、環境経営、社会貢献といった非法律的なマターを含めて考える説を唱える方もいますが、筆者はこの立場に強く反対します。

憲法22条1項による営業の自由の保障を通じて、わが国は自由主義経済体制を採用しました。企業は法律で明確に禁止された事項以外について自由な活動を保障され、競争を通じて産業社会の発展に貢献するものとされます。

そして、企業法務とは、このような企業の自由な競争活動を支援するために、リスクとしての法環境を分析し、科学的・合理的に管理することを行動の本旨とするものです。

このような活動哲学を持つべき部署に、広報・IR政策として推進されるべき倫理や道徳の遵守、環境への配慮、社会貢献などを担わせることは、アクセルとブレーキを同時に踏ませるがごとき愚行であり、全く不合理で理解できない行動といえます。

「道徳や倫理、地球環境への配慮、CO₂排出削減といった非法律的要求事項を遵守するか否か、遵守するとしてどの程度遵守するか」といった非法務活動（あるいは疑似法務活動）は、これらの遵守が明確な法規範となれば格別、「契約自由の原則及び営業活動の自由の理念に基づき、営利追求を本質とする企業活動を最大限支援する」という企業法務活動とは明確に分離すべきものです。

したがって、合理的な企業法務活動を整理構築する上では、これら疑似概念との関係性を概念整理した上で、意識の点でも、所掌分担の点でも、明確に除外することが重要となります。

もちろん、筆者は、ここで「非法務活動（あるいは疑似法務活動）」として整理分類した、「倫理、道徳、伝統文化、環境問題、社会貢献やCSR等」にまつわる企業活動の価値の一切を否定する意図はありません。

筆者の意図は、「非法務活動（あるいは疑似法務活動）は企業法務活動として、主体性と責任をもって推進する課題とは別のものである」という認識上の整理を明確にすべきである、という点にあります。

「倫理、道徳、伝統文化、環境問題、社会貢献やCSR 等にもつわる企業活動」も重要ですが、「このような企業活動を推奨することは、社会全体にとって望ましい結果になるので、規範としては強制されないが、行った方がいいかもしれない」という程度のものに過ぎません。

企業の社会貢献に関しても、多くの企業は重篤な誤解をしています。企業の存在目的は営利の追求であり、企業の最大かつ唯一の社会貢献は、効率的な営利追求と、これを前提とした極力多くの額の納税です。そして、企業の営利追求の結果として行われた納税により、健全な財政基盤を確保した国家が、倫理、道徳、伝統文化、環境問題、社会貢献といった事柄の増進や解決を担う姿こそが本来のあり方といえます。

いずれにせよ、「非法務活動の概念整理による法務活動外延の明確化」というテーマは、企業法務活動としての本質を見失わないためにも必要不可欠な事柄です。

こういう概念整理をおろそかにしながら、企業法務を担う部署に「法の許す範囲で徹底的に営利を追求しろ。ただ、倫理や地球環境、社会貢献、伝統文化も考えろ」などといった不合理な指示を与えても混乱を招くだけであり、このような愚行は避けるべきと考えます。

企業法務活動の整理・体系化

組織面（ハードウェア設計）
トップマネジメント（代表取締役・代表執行役等）：企業法務における役割等
トップマネジメント直属の法務関連諮問機関（コンプライアンス委員会等）：役割と活動
監視・監督機関（取締役会・監査役会等）：役割と権能
法務責任者（法務マネージャー）：資質と役割
法務スタッフ：役割と活動等
顧問弁護士（契約法律事務所）：種類、報酬、使い方等
企業法務に関係する企業内協働部門：種類・役割
外部関係機関：種類・役割

活動面（オペレーション）		
【フェーズ1】 アセスメント・ 環境整備フ ェーズ	1A：法令管理	企業を取り巻く法令環境や規制環境に関する情報を、収集・分析・整理する法務活動
	1B：文書管理	議事録その他企業運営上生じる各種法定文書等を作成し、保管し、運用する法務活動
【フェーズ2】 経営政策・法 務戦略構築 フェーズ	2A：経営サポート 法務	経営戦略、事業戦略、組織戦略（グループ経営戦略）の策定に際し、法務の知見を反映させることを通じて、経営判断（ビジネスジャッジメント）の適法性・合理性を確保する法務活動
	2B：戦略法務	企業が競争に打ち勝つための法務戦略、すなわち、「従来からの慣行、不文律、行政指導といった非法律的観点に依拠しない、競争優位を導き、事業価値を向上させるための戦略上の選択肢」を企画し、立案し、実行する法務活動
【フェーズ3】 予防対策 フェーズ	3A：契約法務	企業間取引の交渉において、交渉優位を勝ち取る法務活動（契約交渉法務）、及び、契約書作成・締結（その他企業間取引交渉の成果を文書化する作業）に際し、契約事故等による損害発生を防止する措置を講じる法務活動（契約書作成法務）
	3B：コンプライ アンス法務（内 部統制シス テム構築・ 運用法務）	企業運営において生じうる不祥事その他の有事発生を防止する措置（内部統制）を講じる法務活動
【フェーズ4】 有事対応 フェーズ	4A：民商事争訟 法務	企業間取引から生じた契約事故その他の民商事紛争において企業側の権利・利益を擁護する法務活動
	4B：不祥事等対 応法務	企業において不祥事その他の有事状況が発生した場合において、拡大しつつある損害を最小化・軽減化する法務活動

非法務活動との区別（バグの分離）
企業倫理・環境経営・CSR（広報・IR政策として推進されるべき事項）などの疑似法務概念と企業法務とを峻別し、本来的な企業法務活動の外延を明確にすることを通じて、企業法務セクションを本来の役割と責任に注力させる。

● 索 引 ●

あ

IFRS	503
ITC	659
アウトソーシング	226
アクティビスト・ファンド	560
アジア圏	665
アメリカ	622
安全衛生管理	222
安全保障貿易管理	684

い

EU競争法	662
EU独占禁止法	662
委員会設置会社	189
意匠法	338
イスラム金融	666
移転価格税制	503, 637
違約罰条項	292
印鑑	60
インコタームズ	624
インサイダー取引規制	315
印紙税額	489

う

請負	291
----	-----

え

営業活動	390
営業の自由	16, 27
営業秘密	345, 358, 383
営業秘密侵害罪	598
英文文書	60
FOB	624

M&A	403, 536, 547
——のセルサイド	551
——の分類	538
MBO	566
L/C	687

お

欧米国際法務	618
親会社と子会社	216

か

会計・税務との整合性	87
会計の種別	473
解雇	225, 228
外国公務員への贈賄	688
外国での特許取得	347
外国判決	652
会社更生法	511, 531
会社分割	535
——と労働契約	541
会社法	111, 173, 176, 475, 483, 513, 572
会社法上の刑事罰	174
外為法	684
価格拘束の禁止	414
課徴金	316, 397
課徴金減免制度	406, 429
割賦販売法	435, 450
合併	540
ガバナンス法務	170
株式移転	543
株式公開	298
——のメリット・デメリット	298
株式公開買付け	548

株式公開企業	305
株式交換	542
株式譲渡	539
株式非公開	196, 554
株主総会対策	136, 211
株主代表訴訟	143, 204
——の予防と対策	206
カルテル	411
過労死	233
管轄	654
環境法	261
監査委員会	191
監査役	34
監督行政機関への対応	137

き

機関設計の自由	189
企業会計原則	472
企業活動にまつわる刑事罰	98
企業結合	404, 405
企業法務	16, 17, 148
企業倫理	144, 148
危険負担	75
疑似法務活動	27
規制緩和	4
偽装請負	226, 235
キャッチオール規制	685
吸収分割	541
競業取引	200
行政介入（労働）	242
行政処分	99, 445
行政罰	99
共同開発のリスク	363
均等論	372
禁反言	640
金融ADR	327
金融商品取引規制	318

金融商品取引法	174, 177, 475, 481, 601
金融商品取引法違反	494

<

クーリングオフ	436
グループ企業の不祥事	212

け

経営サポート	20, 63
経営判断（裁量）保護の原則	199
刑事訴訟法	174
景品表示法	438, 448
刑法	399, 572, 599
契約言語選択の自由	633
契約交渉法務	85
契約事故	113
契約自由の原則	16, 24, 83, 403
契約書作成法務	85
契約法務	23, 85, 633

こ

ゴーイングコンサーン	5
公益通報者保護法	101, 285
公正証書	89
更正処分	496
公正取引委員会	399, 419
——への事前相談	415
公表措置	453
コーポレートセールス（B to B）	390
コーポレート・ファイナンス	297
子会社	213
国際合併事業	629
国際裁判管轄	656
国際財務報告基準（IFRS）	503
国際商業会議所（ICC）	624
国際特許	653

国際取引	618
国際ファクタリング	687
告訴	579
個人情報取扱事業者	369
個人情報保護法	348, 368, 597
護送船団方式	2
顧問弁護士	36, 39, 45
コンシューマーセールス	390, 445
コンプライアンス	5, 63, 94, 147
——と内部統制	90
——と企業倫理	149
コンプライアンス委員会	31
コンプライアンス教育	43
コンプライアンス法務	90
——の具体的内容	99

さ

債権回収	458, 466
債権管理	458
債権者破産	529
債権譲渡	467
財産開示手続	470
裁判所への対応	115
財務会計	473
財務コンプライアンス	91
債務名義	462
三角債	681
産業活力再生法	547
残業代不払	230

し

事業再生ADR	517
事業譲渡	540
事業のファンド化、証券化	311
資金運用	303, 314
資金調達	314
時効	76, 308

事後監視時代	3
資産の流動化	305
事前規制時代	3
事前照会制度	492
下請法	278
実用新案権	335, 337
指定暴力団	568, 569
私的整理	506, 514
私募債	302
社外専門家	50
社債	302, 313
JAS法	257, 258
集合債権譲渡担保	470
集合動産譲渡担保	470
種類株式	192
準拠法	641
ジョイントベンチャー	629
証券取引等監視委員会	617
商事保全	561
上場形式基準	300
肖像権	348
商取引債権	533
承認執行	650
消費者団体訴訟制度	442, 447
消費者庁	451
消費者法	434
消費者保護条例	437
商標権	340, 341
商品偽装	266
情報開示	326
食品衛生法	266, 271
職務著作	382
職務発明	379
——の範囲	380
自力救済の禁止	466
新株発行	297
シンガポール	677, 693

新規性	334
審決取消訴訟	425
新設分割	535, 541

す

スクイズアウト	195, 564
ステークホルダーズ	5, 133

せ

製造委託	291
製造物責任	266
製品表示	266
税務会計	478
税務争訟	495
税務調査	495
整理解雇	229
セカンドオピニオン	48
責任限定契約	211
節税	484
戦略広報	322
戦略法務	21, 70
——の定義	67

そ

相殺	77, 468
相場操縦罪	601
組織再編税制	492
訴訟対策	140
租税回避行為	81, 484
租税犯則調査	501
租税法	481

た

第三国仲裁	695
第三者委員会	32
第三者割当増資	539
代表執行役	30

代表取締役	30
代理受領	469
大和銀行ニューヨーク支店事件	93, 199
タックスハイブン税制	636
脱税	484
ダブルトラック問題	354
談合	393
団体交渉	249

ち

チェンジ・オブ・コントロール	555
知的財産権侵害	275
知的財産権の帰属	366
知的財産権の種類	331
知的財産戦略	352
知的財産紛争の増加	330
知的財産法	275
中国	667, 693
——から撤退する際の手続	682
——における債権回収	681
——における知的財産問題	698
——における労働関連法令	697
仲裁	642
中止命令	582
中小企業における会社法活用	191
調査活動	129
調査報告書の体裁	320
調達・製造法務	257
懲罰的損害賠償	651
著作権法	342

つ

通貨オプション	326
---------	-----

て

DIP型会社更生	531
DIPファイナンス	324

TOB	548
適格消費者団体	446
適正手続	78
敵対的買収	553
デット・エクイティ・スワップ	323
デット・デット・スワップ	323
デュエリリジェンス	552
デリバティブ	326

と

統一商事法典	634
倒産手続	524
動産売買先取特権	74
独占禁止法	395
特定商取引法	449, 450
特定調停	513
特別清算	513, 525
特別目的事業体 (SPV)	310
匿名組合	304
独立役員	201
土壌汚染	263
特許権	334, 336, 372, 375
特許法104条の2	355
特許無効抗弁	376
独禁法実務	390
トップマネジメント	30, 41
取締役会	34, 200
取引先の信用性	464

な

内定取消し	252
内部通報制度	100, 104
内部統制	16, 24, 90, 94, 179
——の欠陥	214
内部統制報告制度	182
名ばかり管理職	232

に

2011年特許法改正	384
日本版SOX法	179
入札談合	413
ニューヨーク条約	694

ね

ネットトラブル	590
根保証契約	464

の

ノウハウ	360
ノーアクションレター	54

は

バイ・アル・イナ	671
買収防衛策	553
売買契約	291
派遣切り	252
破産・再生	81
破産法	512
バススルー課税	188
パテント・プール	364
発信者情報開示	613
パブリシティ権	348
パロマ工業ガス湯沸器事件	289
反社会的勢力	568
犯則調査	426, 495
判例調査	52

ひ

PE認定	638
PL保険	281
比較広告	453
ビジネスジャッジメントルール	199
否認権	526

非法務活動	27
品質管理	280

ふ

ファイナンシャル・インベストメント	303
ファイナンス	192
ファイナンス法務	296
フィルタリング	602
Force Majeure	639
賦課徴収手続	500
不正ファイナンス	324
不祥事等対応	123
不正アクセス行為	600
不正競争防止法	343, 359, 374, 598, 689
不正取得	383
物上代位	74
不当表示	438
不当労働行為	250
ブラックジャーナリスト	587
フランチャイズ	400, 408
フルキャスト事件	240
プロキシファイト	211, 560
プロバイダ責任制限法	597
フロント企業	568
文書	58
——の保存期間	59
文書管理	19, 57
——の重要性	57
文書提出命令	142
紛争法務	113

へ

米国国際貿易委員会 (ITC)	658
弁護士	350
弁護士報酬	47

弁理士	350
-----	-----

ほ

貿易保険	686
報酬委員会	191
法人形態	187
防戦買い	561
暴対法	572, 582
法的整理	506
——における刑事罰	527
法的リスク管理	53
報道機関への対応	135
法の適用に関する通則法	663
法務格差	8
法務課題の発見と対応	38
法務活動	18
法務スタッフ	37
法務責任者	34, 36
法務組織	18
法律文献調査	53
暴力団排除条項	577
暴力追放運動推進センター	582
法令・倫理一体説	145
法令・倫理区別説	148
法令管理	19, 52, 223, 276, 307, 348, 402, 440, 458, 481, 519, 547, 573, 602, 625
法令遵守	63
法令適用事前確認手続	54
保全管理命令	529
ホワイトナイト	72, 549, 553, 562
香港	675, 693

ま

マスコミ対応	615
マネジメント・バイアウト (MBO)	196, 566

み

三菱自動車欠陥隠蔽問題 286
 民事再生法 510
 民事訴訟法 4, 115
 民事保全法 573
 民法 173

む

無効審判の申立て 353
 ムダラバ 671
 ムラバハ 671

め

名誉毀損 600
 メインバンク 315
 メンタルヘルス 233
 面談禁止等の仮処分 579

や

約因 634
 薬事法 270

ゆ

優越的地位の濫用 396
 有限責任 188
 有限責任事業組合 304
 有事対応 24, 113, 286
 ——の基本姿勢 125

よ

要件事実 121
 予防法務 23, 24

ら

ライセンサー 368
 ライセンシー 368
 ライセンス契約 385
 ライツプラン 557

り

リーガル・プロセス・チェーン・フレーム
 ワーク 157
 リーニエンシー 406
 利益供与罪 572
 利益相反取引 200
 リコール 269
 リサイクル関連法 262

れ

レバレッジド・バイアウト 564
 連邦制度 622

ろ

ロイヤルティ交渉 367
 労災隠し 241
 労働仮処分 246
 労働組合 242
 ——との交渉・争議 249
 労働契約 221
 労働災害 221
 労働者との民事紛争 241
 労働審判 248, 253
 労働法 218
 労働法違反 218